

長久手市議会議員

さとうゆみ

きらめく未来づくり通信

2015年1月20日 NO. 19

〒480-1157長久手市桜作708

TEL & FAX/0561-76-7811

E-mail/info@satoyumi.net

ブログ「さとうゆみのきらめく未来づくり日記」

議員としての活動、市議会の実情、市の最新情報

を積極的に発信しています！



「長久手市議会基本条例」が制定されてどう変わる？

長久手市議会では、平成24年6月に「議会基本条例検討特別委員会」を立ち上げ、約2年半にわたり「議会基本条例」の制定に向けて準備を進めてきました。昨年12月議会で条例制定の議案を賛成全員にて可決し、今年4月から施行されます。

「議会基本条例」制定によって議会はどう変わるか、市民参加は進むかを私さとうゆみの視点でピックアップして書きます。

そもそも議会の役割とは何か？

市長と議会の議員は、ともに住民から直接選挙で選ばれ、一方は執行機関(←市長)として、他方は議決機関(←議会)として、それぞれ独立の権限を持ち、一方の独裁を防ぐ形になっています。議会は、市長から提出された予算や条例等の議案の議決、市長の事務の監視、政策提言などを行うことが主な役割です。

式典やイベントに出席することが議員の仕事というイメージをお持ちの方もいるかもしれませんが、それらは本来の仕事ではありません。議案の議決、市長の事務の監視、政策提言について、議会の場で発言することこそが議員の仕事です。

議会基本条例を制定する目的は何か？

第1条に制定の目的を「議会の役割、議会及び議員の活動原則等に関する基本事項を定めることにより、市民に分かりやすく開かれた議会の実現と議会活動の充実を図り、市民福祉の向上を市勢の発展に寄与することを目的とする」と明記しています。2014年9月現在、全国の市議会の44.3%で議会基本条例が制定されています。

長久手市議会基本条例の中身を見てみましょう。

☆第8条第3項「議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付け、その審議及び調査に当たっては、提案者が説明及び意見を述べる機会を保障するものとする。」

↓どうなるの？

これまで請願及び陳情を議会に提出した当事者の方が直接意見を述べる機会が認められていませんでしたが、今後は意見を述べるできるようになります。そして、議会は請願や陳情を市民からの政策提案と位置付け、真摯に向き合います。

☆第8条第4項「議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会を定期的を開催するものとする。」

↓どうなるの？

これまでも議会として市民のみなさまにご参加いただく「議会報告会」、「地区懇談会」などを行ってきました。今後も、この条文に基づいて報告会を定期的を開催していくことをお約束しています。

☆第9条(2)「本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。」

↓どうなるの？

これまで議員の質問に対して、市長、副市長、部長など市当局側は答えることしかできないルールでしたが、今後は議員の質問に対して反問(質問)ができるようになります。議員が自分の発言に責任を持ち、十分な根拠に基づいた発言をすることにつながります。

☆第13条「議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。」

↓どうなるの？

これまで議員は本会議及び委員会において市当局側に対して質疑をすることが中心で進められており、議員間の討議を中心とした運営ではありませんでした。これからは、「議会は議員による討論の場」という認識のもと、議員間で活発な議論ができる体制を整えていきます。

☆第14条第2項「議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。」

↓どうなるの？

これまで議員の資質向上、政策形成能力の向上は、各自で努力することになっており、議会として議員研修を開催することは稀でした。これからは、本市議会主催の研修会を開催するとともに各種研修へ積極的に参加していきます。

☆第17条第3項「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。」

↓どうなるの？

これまで3カ月に1回発行する紙媒体の「議会だより」と市議会ホームページが広報の中心でしたが、これからはインターネットを含む多様な広報手段を活用し、市民のみなさんに議会と市政に関心を持ってもらえるよう取り組みます。

☆第21条「議会は、大規模災害等の緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制の整備を図るよう努めるものとする。」

↓どうなるの？

これまで「大震災発生時はただちに議員控室に集まる」とされていました。これからは緊急事態の際に市長等と協力し、市民の安全、安心のために議会が動いていけるよう、緊急時の体制整備を図ります。

以上は、わたしさとゆみの視点でピックアップした事項です。「長久手市議会基本条例」は第1条から第21条まであります。市議会議員は4年に1回の選挙でメンバーが入れ替わりますが、議会の活動が未来に継続され、条文を根拠により向上していく議会でありたいと考えます。

30代のさとゆみは

30年、50年後の長久手を見据えて活動します！

1月15日に「第1回長久手未来まちづくり懇話会」が開催され、傍聴しました。この懇話会は、学識経験者、地元企業代表、地元団体代表などで構成されており、2050年を見据えた本市のあるべき姿が話し合われています。

日本全体では、2008年をピークに人口減少に転じていますが、長久手市は全国的にもめずらしく2050年まで人口が増え続けると予想されるまちです。しかし、長久手市の人口構造は2010年の時点では30才～44才が最も多いのに対して、2030年では50才～59才が、2050年では70才～79才が最も多くなります。

さとゆみは、市民の今の暮らしを充実させるとともに、30年、50年後の長久手を見据えて何をすべきか考え、活動していきます。

さとゆみ議会報告会

2月7日(土)

3月7日(土)

4月4日(土)

14時～16時交流プラザ中会議室1
どなたでもお気軽にご参加ください